2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十一日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町穂別和泉三四四地先・六〇の二（以上一筆地先一筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二六の二・三四三の一・三四四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び「次のとおり」は、省略し、（「次の図」及び関係書類を北海道庁及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十一日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道函館市御崎町三三四・三三五（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、三三一（国有林）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月二十一日

農林水産大臣　石破　茂

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県東津軽郡外ヶ浜町字平舘石崎長屋形（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　解除に係る保安林の所在場所　青森県東津軽郡外ヶ浜町字平舘石崎長屋形（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(三)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(四)　解除の理由　放送施設用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県東津軽郡外ヶ浜町字平舘石崎長屋形（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　放送施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び外ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十一日から三十日間関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

国土交通大臣　金子　一義

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
関越自動車道	中野市大字永江字中原三五八一番一四から長野県上水内郡信濃町大字富濃字鬢櫛二四三〇番一まで	平成二十一年八月二十四日　五時
上越線		

○国土交通省告示第九百十二号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十一年八月二十一日

国土交通大臣　金子　一義

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＦＪ	141032	艮洋	平成21. 7. 30
７ＪＦＫ	141037	ＢＩＳＨＵ　ＨＩＧＨＷＡＹ	21. 7. 8
７ＪＦＴ	141080	ＡＴＬＡＮＴＩＣ　ＴＩＧＥＲ	21. 7. 13
ＪＤ2858	140921	おきぐも	21. 7. 1
ＪＤ2893	140988	第五十七丸中丸	21. 7. 3
ＪＤ2901	140998	神晴丸	21. 7. 8
ＪＤ2915	141018	たじま	21. 7. 10
ＪＤ2922	141028	大晋丸	21. 7. 6
ＪＤ2931	141043	しなつ	21. 7. 1
ＪＤ2933	141046	恵将丸	21. 7. 6
ＪＤ2934	141049	祥久丸	21. 7. 28
ＪＤ2940	141056	明祥丸	21. 7. 1
ＪＤ2941	141057	第五十八音丸	21. 7. 23
ＪＤ2943	141060	あわぐも	21. 7. 22
ＪＤ2944	141061	栄造丸	21. 7. 9
ＪＤ2951	141070	清浜丸	21. 7. 27
ＪＤ2956	141034	第十七ひかり丸	21. 7. 21
ＪＤ2969	141098	あすざん丸	21. 7. 30
ＪＤ2971	141106	第二十五関門丸	21. 7. 23

○国土交通省告示第九百十三号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十一年八月二十一日

国土交通大臣　金子　一義

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＬＥＰ	131225	第七十三昭徳丸	平成21. 7. 16
８ＪＷＳ	122329	第二十八清水丸	21. 7. 2
ＪＢＥＬ	129800	ぺがさすだいやもんど	21. 7. 27
ＪＤＸＨ	128575	第拾弐俊洋丸	21. 7. 3
ＪＦＨＲ	130159	第二共新丸	21. 7. 10
ＪＧＣＲ	130716	第一宏伸丸	21. 7. 23
ＪＧＧＧ	130525	第三十八寿丸	21. 7. 10
ＪＧＬＫ	127814	第八喜漁丸	21. 7. 17
ＪＨＨＸ	129362	第78千帆丸	21. 7. 17
ＪＪＲＶ	130541	第一明神丸	21. 7. 1
ＪＫＤＳ	130760	第八千代丸	21. 7. 30
ＪＬＤＩ	130155	第十一精良丸	21. 7. 24
ＪＬＯＫ	132853	第二十七朝洋丸	21. 7. 7
ＪＭＳＲ	130925	第五十八勝丸	21. 7. 22
ＪＮＤＩ	130707	第一漁吉丸	21. 7. 13
ＪＮＪＫ	131366	第一丸六丸	21. 7. 1
ＪＮＹＢ	131676	えむおーえるえるべ	21. 7. 29
ＪＰＩＯ	133136	昭慶丸	21. 7. 1
ＪＲＬＮ	130907	第八十八千代丸	21. 7. 29
ＪＲＯＶ	130930	第二十八寿丸	21. 7. 21
ＪＤ2121	140178	管洋	21. 7. 22
ＪＤ2185	131644	第十一紀州丸	21. 7. 29
ＪＥ2850	128182	第八十二天王丸	21. 7. 2
ＪＧ3922	123503	ひなぎく	21. 7. 15
ＪＧ3936	123528	Ｋ２オリオン	21. 7. 31
ＪＧ4120	121917	さるびあ	21. 7. 8
ＪＧ4122	121919	はまゆり	21. 7. 31
ＪＧ4131	123725	にじぐも	21. 7. 13
ＪＧ4197	125946	からたち	21. 7. 14
ＪＧ4204	125930	しらゆり	21. 7. 28
ＪＧ4283	126149	やまはぎ	21. 7. 13
ＪＧ4840	131194	第三光洋丸	21. 7. 7
ＪＧ5554	136947	長門丸	21. 7. 27
ＪＩ2655	111662	第二十七恭海丸	21. 7. 14
ＪＩ3149	126442	清澄丸	21. 7. 22
ＪＩ3286	128670	第十六博晴丸	21. 7. 28
ＪＩ3519	133435	曹栄丸	21. 7. 17
ＪＩ3522	134120	油華丸	21. 7. 17
ＪＪ2864	113878	第６神星丸	21. 7. 13
ＪＪ3413	121194	第十二日興丸	21. 7. 31
ＪＪ3414	121196	第二日興丸	21. 7. 31
ＪＪ3499	129156	みさき丸	21. 7. 1
ＪＪ3543	129286	第五繁丸	21. 7. 31
ＪＫ4907	132472	新宝丸	21. 7. 7
ＪＫ5029	132513	石栄丸	21. 7. 8
ＪＫ5587	136172	長門	21. 7. 7
ＪＬ4760	123892	第三おおしま	21. 7. 31
ＪＬ5504	128323	第八十一天王丸	21. 7. 2
ＪＬ5783	130602	浜宝丸	21. 7. 1
ＪＬ5925	132946	載龍	21. 7. 16
ＪＬ6168	133911	第十一大福丸	21. 7. 7
ＪＬ6226	133885	和丸	21. 7. 1
ＪＬ6379	135063	第八あきつ丸	21. 7. 7
ＪＬ6422	135152	日誠丸	21. 7. 22